

平成 1 7 年度第 1 回
新宿区環境審議会

平成 1 7 年 6 月 2 7 日 (月)

新宿区環境土木部環境保全課

午前10時 1 分開会

開会

会長 では、そろそろ時間になりましたので、ただいまから第1回の新宿区環境審議会を開催したいと思います。

皆さん方、どうもお忙しいところ、また朝早くからありがとうございます。

では、事務局の方から、きょうの出欠とか連絡、よろしく願いいたします。

環境保全課長 本日は勝田委員と、それから野口委員が、ご欠席の連絡をいただいております。それから、小林委員と崎田委員は、仕事の都合で少しおくれるとの連絡をいただいております。そして、内村委員が異動のため、後任として向山委員が就任いたしました。定数は16名なので、審議会則の開会条件を満たしております。

会長 わかりました。

では、議題に入る前に、このたびご就任になられました向山委員の自己紹介ですか、恐縮でございますけれども、お願いいたします。

向山委員 小田急百貨店の向山です。よろしくお願いいたします。実は前任の内村が異動になりまして、私、5月23日付で会社の企業責任推進室というところの担当になりましたので、このたびこの会に参加することになりました。よろしくお願いいたします。

環境土木部長 それでは、向山委員、委嘱状をお渡ししたいと思いますので。

会長 どうぞよろしくお願いいたします。

事務局説明

会長 次に、事務局から本日の議題等について、ご説明よろしくお願いいたします。

環境保全課長 本日は報告事項としまして、第1は「新宿区環境白書」の発行について、第2は「歩きタバコをなくそう！新宿フォーラム」のこれまでの経緯と条例の一部改正についてです。そして、第3はその他ということになっております。

会長 では、議題、報告ということでございますが、お手元の議事次第に沿いまして、1つずつ議論させていただきます。

新宿区環境白書について

会長 まず、新宿区環境白書について、事務局からご説明をお願いいたします。

環境保全課長 お手元にあります新宿区環境白書、平成16年度版、新宿区という冊子をごらんください。この新宿区環境白書につきましては、昨年、新宿区環境審議会で何度か審議されてきた結果、ことしの3月にできたものでございます。

この環境白書は、平成16年1月に策定しました新宿区環境基本計画の進捗状況を点検する役割を持つものでございます。内容につきましては、前回、2月3日に、一部、目次と内容について抜粋したものを資料として配付しておりましたが、今回、完全なものできました。

内容の対象期間は平成15年度と、平成16年度の上半期のものを白書の形でまとめております。

これからは毎年度、この新宿区環境白書を作成していきます。17年度につきましても、年内に作成して、その白書について区民の方と白書を読む会といったものを開催して、その白書の内容についての意見等をいただき、新宿区環境基本計画の修正に反映させていきたい、そういう形での白書を考えております。

この白書は、今回、作成したのが1,000部でございます。その配布先は区議会の議員、東京都、23区、関係する各課、環境学習情報センター、一般区民、事業者の配布用としまして500部等を用意しております。

それでは内容について説明させていただきます。

目次をごらんください。

はじめにのところで、白書作成の趣旨、環境行政をめぐる動き、TOPICについて書いております。その後、環境基本計画の構成に合わせて、基本目標の1、基本目標の2という形で、基本目標の4について、個別目標をそれぞれ打ち出しております。さらに個別目標の中から重点施策について幾つか黒丸で示しております。

ページの1では、環境白書作成の趣旨について説明しております。

この「環境白書」は、環境基本計画の実効性を担保するために、その進捗状況を点検し、評価するものです。今回は環境基本計画策定後、初めて発行するため、環境白書の対象期間は平成15年度及び平成16年度上半期としています。環境基本計画では4つの基本目標のもとに10の個別目標を設定し、個別目標達成のために53の施策を掲げています。53の施策のうち重点施策として位置づけたものには、年度ごとに数値目標を設定しています。

2の環境行政をめぐる動きのところでは、15年度から16年度上半期の新宿区の環境行政に影響を与える部分についての動きです。平成15年5月1日に健康増進法が施行された後、

受動喫煙や喫煙についてのいろいろな動きがありました。また後ほど説明させていただきますが、新宿では6月に路上喫煙防止に向けた条例の改正を行いました。次の地球温暖化対策についてですが、平成16年3月にヒートアイランド対策要綱が閣議決定されたといった動きがあります。

2ページ目に入ります。ごみ減量・リサイクルの問題について、平成15年10月に廃棄物処理施設整備計画が閣議決定されました。自動車に対する公害ということで、首都圏、1都3県でのディーゼル車の運行規制が始まりました。環境教育に関しては、平成15年10月に環境保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律が公布されました。また、16年の6月に、特定外来生物による生態系等の被害の防止に関する法律が制定されました。

3のところがTOPICになります。初めに環境学習情報センターの開設があります。昨年6月5日に、西新宿にある新宿中央公園内にオープンしました。この管理運営をしているのが、特定非営利法人の「新宿環境活動ネット」でございます。多くの応募団体の中から、プロポーザル方式によって、このNPOが選ばれました。今年の6月には、1周年記念が行われました。

4ページ以降の、TOPICの2のまち美化の推進ですが、写真に出ていますように、歌舞伎町のクリーン作戦、大久保・百人町地区のクリーン協議会、クリスマス・クリーン作戦、右下の方へいきますと「歩きタバコをなくそう！新宿フォーラム」と、こういったいろいろな方との協働によるまち美化の推進が図られた内容が記載されております。

6ページ以降でございますが、「歩きタバコをなくそう！新宿フォーラム」の宣言ということで、これも後ほど説明いたしますが、フォーラムの内容についての抜粋が記載されております。

第2章、9ページ以降は、先ほど話しました基本目標に沿った構成で出ています。例えば基本目標1の個別目標1、「環境の大切さを知る」では、学校での環境学習ということで、各小学校、中学校での環境学習の状況について記載されております。小学校は18校、中学校は3校、環境学習の内容について概略の説明と写真が載っております。

「環境の大切さを知る」では、学校での学習以外に、例えば14ページでは、新宿区の取り組みと区民の環境学習ということで、エコ・リーダー講座、まちの先生見本市、こどもエコクラブ、夏休み親子体験教室、環境絵画展、ケナフの紙すき体験、環境保全活動補助金、イベントへの出展、その他の環境学習ということでいろいろなことをやっております。そういった「環境の大切さを知る」という個別目標1につまましての環境基本計画の目標

達成状況と今後の課題という形で、個別目標1についての総括が18ページの四角の中にあります。「環境の大切さを知る」における数値目標としては、平成17年度までに「環境学習イベント」や「夏の体験研修講座」への教員参加数50名以上、参加学校数50校以上と環境基本計画に掲げています。これが数値目標です。平成15年度に開催しました「まちの先生見本市」への学校関係者の来場は50名であり、数値目標はおおむね達成されています。今後の課題としては、平成16年6月にオープンしました「環境学習情報センター」の活用の仕方があります。この施設を最大限に利用した環境学習の推進を考えていく必要があります。「環境保全活動補助金」の利用団体が限られている傾向もあることから、もっと多くの環境保全活動を普及させることが課題です。こういった形で個別目標ごとに、目標達成状況と今後の課題について、四角の中に囲んで書いております。

21ページの、個別目標2は「パートナーシップにより環境を改善する」という目標でございますが、環境は幅広く、解決にするには専門性も必要なため、パートナーシップは不可欠です。この点から、平成16年6月に環境学習情報センターの管理・運営のための指定管理者にNPO法人を採用したことは、パートナーシップにより環境を改善していく上で大きな進歩です。今後、環境学習情報センターの来館者数をどう増やしていくか、センターの開催する事業への参加者をどう増やしていくかといった課題を乗り越えるため、また、センターを核としたパートナーシップを築き、発展させていくためにも、さらにセンターの存在を周知していく必要があります。環境基本計画の数値目標で、平成19年度末で通算来館者を10万人にしているのに対して、平成16年12月末日までのオープンから7カ月間の来場者数は7,303人でした。これは1カ月平均1,043人が来場している計算になり、目標達成するためには1カ月平均2,377人以上来場する必要があります。また、新宿区では平成10年11月に、行政・区民・事業者がそれぞれの立場から環境型社会に向けて取り組むための「環境行動指針」を策定しましたが、社会情勢の変化や、京都議定書が平成17年2月16日に発効したことから、「環境行動指針」を見直す時期を迎えています。こういった形で総括がされております。

個別目標に対する一つ一つの目標達成状況と今後の課題といった形の総括があります。最後の80ページに、全体の環境基本計画の重点施策についての目標設定ということで、事業進行のタイムテーブルのチェックの部分があります。重点施策と年度ごとの具体的な数値目標を、次のページの横長の部分で、具体的な数値目標を表として記載し、その達成状況が一目でわかるようにしております。

81ページの表中、目標達成状況の木のマークの、印が重点施策ですが、数値目標が達成済みということです。例えば1番の環境教育・環境学習の推進ですが、15、16については数値目標がありませんので目標なしです。17年度以降は、まちの先生見本市教員参加、18年度は「環境学習発表会」教員参加者、24年度は環境絵画展への応募学校数100%、こういった目標を掲載してタイムテーブルにしております。

環境白書の個別目標については、2ページかけてタイムテーブルの形で目標についての進行状況及び進行管理をしていく予定になっております。17年度、ことし年内にまた発行する環境白書の中には、この辺が若干、16年度の下半期の内容と17年度上半期に入った形での実績が、また加わってくるような形になります。

環境白書については、以上でございます。

会長 ありがとうございます。

では、ただいまのご説明に関しまして、ご質問、ご意見ございましたらお願いいたします。
安田委員 81ページ、数値目標ですが、この数値目標で出すというのは、すごく大切だと思いますが、例えば環境学習への参加者100人とか、それが例えば1,000人になるとか、それがどういう意味を持つかがちょっと明確にされていないと、単なる数値がひとり歩きしてしまうことがありますので。その辺、本来の定性的な目標と、その数値目標との関係をすべてに関してきちんと整理していく必要があると思うんですよね。

例えば、ポイ捨てのゴミゼロデー、参加者、平成16年度、5,000人で、平成24年度、1万人、2倍になっていますよね。それが、ではゴミゼロデーの参加者が、5,000人がどういう意味を持つのか、それが約10年後、8年後ぐらい、9年ぐらいですか で2倍になるというのが、では本当にポイ捨て防止につながるのか、きれいなまちづくりの推進につながっているのかどうかということだと思うんですけれども。

環境保全課長 委員おっしゃるとおりでございます。結果として、数値として出てくるものというふうにとらえています。この数値を達成するために、例えばまちの先生見本市で教員に動員をかけて、50名に来てもらうようお願いするのではなく、環境についての学習が非常に大事だということで、先生の方が自ら、参加する必要があるということが大事だと思っております。この数値を達成することよりも、むしろ結果としてこういった数値になってくるような形での実質の方で頑張っていきたいと思っております。例えば先ほどのゴミゼロデーにつきましても、確かに16年、17年、17年はちょっと雨が降った関係で、結果的には参加は、掃除されなかった方もいますが、うちの方で集計をとりました予定の

段階では5,000人は超えていました。これもあくまでも結果でございます、当初は1,300人ぐらいから始まりまして、徐々に増えてきています。増えている状況を端的に示せるのが、こういった参加者人数ということです。そういった結果の数値として出せるものとして出しているといった考えでございます。

安田委員 私も、関東学院大学、横浜にあるので、横浜スカベンジ大作戦というのを一昨年からやっていますが、一昨年のデータでいうと250人ぐらい、半分以上が関東学院の学生です。平日に参加して1時間半ぐらいでゴミを拾って、横浜駅からみなとみらいまで拾ったんですね。たばこのポイ捨て、吸い殻だけで3,000本ありました。健康増進法の関係もあるし、それから今、駅なんか全部禁煙になっていますよね。ですから、駅から一歩出るとたばこを吸って、その勤務先に行く途中でぽっと捨ててしまうわけですよね。ということで、そういう問題が意味しているものは、では250人の参加者、昨年いたから、では去年は500人になったら達成度が高くなったというのは正確じゃないでしょう。もし、データでやるとしたら、ポイ捨てのたばこが、3,000本が例えば半分になったというんだったら効果があるかもわからないんですけども。そのためには、何か仕組みが必要だと思うんです。

僕はいつも言うんですが、1つはモラルですね。だれも吸わなければ全然ポイ捨てが出てこない。それから、モラルが低い人に対してどうやって捨てさせない仕組みをつくるのかね。今、千代田区がやっているような、かなり厳しい条例とか罰金政策をやると。それから、僕が1つ考えたのも、たばこのフィルターにデポジットをかけたらと思ったんですけども、極端なことを言うと。そういうモラルと社会システムを両輪とするような仕組みをつくる。データとしては参加者じゃなくて、たばこのポイ捨ての量をきちんとデータとしてとって、それがどのぐらい減るかみたいなのをやっていかなきゃいけないと思いますね。そういう工夫が全体に必要なだと思います。

環境保全課長 委員おっしゃるとおり、ポイ捨てのゴミの6割から7割が吸い殻といった結果が出ております。その吸い殻を減らすという意味で、またこの議題にもありますけれども、これから区の方の取り組みとしては、路上喫煙の禁止といった条例の改正をしまして、その中でキャンペーンと、パトロールを大々的にやっていきたいと思っております。現時点で路上喫煙の割合を調べ、集計しているところですが、その後、キャンペーンとパトロールをやって、それでどのぐらい減るか、そういった数値なんかもあわせて出していききたいと思っております。

会長 また、歩きたばこ関係は後ほど。

安田委員 例えの例で、その数値目標の出し方ですよ、ポイントは。数値目標を出すというのは、僕はいいことだと思うんですよ、はっきりとデータが出るからね。ただ、それが全体の本当の目標、目的にどう貢献したのかをきちんと整理していかないと、なんか数値だけがひとり歩きしてしまったみたいだね。

環境保全課長 この環境白書で、また区民の皆さんにも読んでもらう中で、数値目標についても具体的にもっとふさわしいもの、もっと一目でわかるようなもの、そういったものも出していただきながら、いろいろ変えていきたいと思っております。

会長 では、ほかにつきましてどうぞ。

中野委員 私も意見として、ただいまのことに全く賛成でございます。環境白書全般を通じまして、やはり見えますのは、数値目標を設定していますから、数値目標というのは結果系なんですね。目標を立てたことに対して何人参画したとか、何人受講したとか、何人教育したとか、こういう結果系になりますから、これは普通の判断にはならないですね。ですから、この結果系は一つ置いておいて、そのほかにプロセス系というか、方策に対する管理というのがないといけないと思います。わかりやすく言えば、お薬の食前、食後の状態をちゃんと評価すると、こういう形が全編を通じて少し足りないかなという気がいたします。

会長 これからできるだけそういったことも配慮しながら、統計というか、数値等をとられていったらと、思います。

では、ほかにございましたら。全般的にいかがでございますか。かなり個性的なものをつくるうというので努力されていると前から伺っていたんですが、その実物がやっとできたんですね。

小川委員 24ページの環境会計ですが、確かにここで述べられているように、行政目的からするとちょっと違うのかもしれませんが、取り組まない理由として、3の(1)が自治体間の比較ができないこと、(2)で貨幣換算のメリットが希薄であるというようなことが記載されていますが、今お話になったような、例えばポイ捨ての量、こういうものは別に貨幣換算しなくてもいいと思うんです。こういうものを行政の成果として、費用とは別に把握されて公表されればいいかなと思います。これはほかの区と比較できなくても、新宿区だけを、ことしはどのくらいというふうにとっていけば、ある程度成果が見えるし、今、2人の委員のそういった形も実現できるのではないかと思います。

安田委員 それに関連して、24ページの3の(2)の書き方は、ちょっとかなり問題があ

ると思いますね。私は、環境経済学を専門にしているので、環境経済学の分野では、こういう環境の価値を経済的に評価する方法論というのは、最近かなり確立されています。実際にそれをデータで実証的にやるのも進んでいますので、こういう言い方はちょっと大問題だと思いますね、3の(2)の書き方は逆で、経済的価値に換算する方がわかりやすいというか、そういうことがあるわけですよ。

例えば、僕が今までいろいろやっていた東京湾とか、前に勤務していた筑波大学の近く、霞ヶ浦が、今、汚染されていて、そういうものを環境改善した場合、どれだけ経済的効果があるというのを、仮想的市場評価法というんですが、コンティンジェント・バリエーション・メソッドとか、コンジョイント分析とか、そういう環境経済学の方法論が開発されていて、そういう方法で経済的価値を出すというのをやっています。

一番、わかりやすいのは、東京湾の盤洲干潟、ことし3月、私のところで博士論文、木更津市の部長さんが社会人で来てて出したんですが、1年間に約2,000億円の干潟が価値を出す。今まで干潟というのは、ほとんど経済的には価値がないものと思われていたものを、その仮想的市場評価法と。これはアンケートで、パンを買うのと同じようにプライシング、値段をつける方法なんですけど、そういう方法で価値をつけるということによって、名古屋の藤前干潟を埋立地にするというのを、私の研究仲間の、その当時、これをヤマシタ先生がやって、これが一つ藤前干潟の埋め立て反対というか、阻止に貢献しているんですね。

ですから、ちょっとここの3の(2)の書き方は、専門家から見ると非常に、これを環境白書、新宿区のところに書かれてしまうのは、非常に問題だなというふうにちょっと思います。ちょっとそういう方向も、事務局の方も勉強していただきたいと思いますが。最近、日本語の本がたくさん出ていますので。逆に経済的価値に換算した方が、説得力があるというのがあるんですよ。

環境保全課長 この作成した段階で、なかなか国の指針が示されていない中で、環境関係の手法が確立されていなかったということで、こういった形になっておりますが、今後、いろいろな冊子の情報を収集する中で、具体的にできるところを進めていきたいと思っております。

安田委員 例えば、今、レジ袋なんかの有料化が問題になっていますよ、環境省で。これは僕が廃棄物学会で発表した論文で、レジ袋を有料化して1枚5円にした場合の経済効果が幾ら出るんだと、それから10円にした場合の効果が幾ら出るんだというそういう計算もやっています、1年間。今、300万枚を使っているんですよ。それで、有料にした場合には

経済効果が約3,500億円、1年間に出ると。そういうのは、僕は廃棄物学会で発表していますので。よかったら、そういう論文もお送りしますから。

環境保全課長 また、資料をいただきまして検討したいと思います。

会長 まだ、完全にどうこうというふうに、これ自体、評価法が決まっているわけじゃないと思うんですね。だから、こういう仮説を与えつつ、どういうふうにしてやったというその辺のプロセスも含めて書かれるということが大事だと思います。

崎田委員 すみません、環境白書全体への意見でよろしいでしょうか。

環境白書という形で新宿区がまとめられたのは今回初めてだと思います。これだけまちの方たちのいろいろな取り組みとか、小学校での取り組みとか、具体的な事例をたくさん網羅していただいて、できるだけ区民にもわかりやすい形でまとめていただいたのは大変ありがたいなと思っています。

それで、先ほど来、環境学習情報センターのお話も出ていましたけれども、今、そちらに関してもかかわらせていただいて、多くの区民の方たちと推進していますが、今後、そういうまちの方たちの動きとか、どんなグループが、どういう活動をしているかという情報を、できるだけきちんとかういうところにも反映させていただけるように、情報をきちんと整備していくようにしたいと思います。そしてできるだけまちの様子は今以上に、今回もすごく努力していただきましたけれども、これ以上にそういう状況が出てくると、また多くの方たちが、では自分たちがどんなふうこれからやったらいいのかというのが伝わっていくんじゃないかと思います。

先ほど来の目標の設定のことがあります。数値目標というのはわかりやすくしていただくというのが一番いいので、人数とかに、ついなってしまうのは仕方ないと思います。いろいろなご意見があるように、その数字が意味する背景で、どういうふうに地域での活動が広がったかとか、その中でどういう活動で環境負荷が減るような方向に向いているかとか、数字が出てくるのは難しいかもしれませんが、やはりそういう具体的な方向が、これからいろいろ、どんどん集積されるのではないかなと思っています。ですから、いろいろなご意見を参考にしながら、地域などの情報をもっと集めて、一緒に環境白書がより厚くなるような形でやっていければいいなと思っています。よろしく願いいたします。

会長 ご要望ですか。

斉藤委員 我々、商工会議所の仲間では、このリサイクルを中心とした環境処理費が、ことはほとんどの企業でマイナス、つまり収益に上がってきてしまっているわけですね。

ペットボトルやなどが、お金でもらえるようになっているんですね。その辺のことは、どういう形でおやりになる気か。あるいは、それがむしろ収益になることによって、我々の方がそういうものに対する対策が逆回転をするというか、しなくてもある意味で高く売れてしまうという部分がありまして。その辺、何にも書いていない。多分このころ、つくったころには、かなり問題になっていたころだろうと思いますので、ちょっとその辺、かなり我々の興味のあるところなので、ご提案というか、現状を報告していただくとありがたいと思っています。

環境保全課長 今、斉藤委員のお話、ペットボトルの回収のお話を中心に……

斉藤委員 それを中心に、環境処理費、今までかなり使っていたのが、逆に処理収益になってしまっ

環境保全課長 その話は、かなりホットな話で、いろいろ動いているものですから、この白書の中にはなかなか書き込めておりません。所管でいうとリサイクル清掃課の方になりますが、そちらの方でまた動きがあるようですので、そのときにまたお話……

斉藤委員 かなり我々、興味のあるところなのでよろしく。

安田委員 いいですか。僕、専門なものですから。恐縮ですが。

ペットボトルは、今まで容器包装リサイクル法で逆有償で処理費を払っていたわけですね。ところが、主として中国市場ですが、昨年、環境省のカケヒでヨーロッパを見ると、ドイツのペットボトルでさえ中国にいつているんですよ。それで、9月に上海とその周辺を調査に行ってきましたが、ペットボトルが再利用されているんですね。きれいなものはリターナブルとして使われて、汚いやつはペレットにして再利用されている。今、中国のバイヤーが日本に来て、有償で全部買って行くわけですね。当分その状況は続くと思います、ただ、これが、永遠に続くかという、中国市場が、その状況が今度変わってきますと、それがずっと続くという保障は僕はないと思うんですよ。日本だって、昔はくず鉄、僕ら子供のころは空き缶でさえ有料で売れましたからね。ところが、今、僕、環境省の仕事で計算してみたら、大体500ミリリッターでほとんどのものが容積ベースで1本5円ぐらいにかかっているんですね。ところが、ペットボトルだけは有償で、アルミ缶も有償で売れるんですが、重量ベースだともうかかっているんですが、容積ベースでやるとやはりマイナスというか逆有償になってしまっているんです。ペットボトルだけはちょっと異常なんですね、今。中国市場の問題なんです。中国が経済がぐっと上がっていて、人件費が低く、土地代も低いので、中国でやるとリサイクルがペイしてしまうんですね、日本では逆有償

になっているものが。あと二、三年、5年ぐらい続くかもわからないけれども、では10年続くかということ、僕はその可能性はないと思うんです。横浜市のデータを出してもらったら、2003年度、ペットボトルの処理費が一挙にゼロになっているんです。ゼロということは有償で売れているんですよ。収集、郵送費用がかかっていますから。その分を打ち消してペイしてしまっているわけです。

会長 では、ほかにございますか。

村山委員 また、がらっと違うんですけれども、一番最後の項で、我々の運送業者として、いろいろ環境問題で、DPFとか、また東京都からいろいろと補助をいただき、新宿区でも補助を今していたんですけれども、昨年の三井物産の壊乱で、いろいろ問題が出てきたということで、我々もCNGの方へというようなことで今やっているんですけれども、ここに書いてあるように、充てん場所2カ所というのはどの辺に……

立花副会長 すみません、何ページですか。

村山委員 一番最後のページです。横に並んでいる所で、下から2行目です。運送屋として、いろいろ今、大変な問題を抱えています。環境に優しい自動車というのを、我々も随分負担をしてやっていますが、充てん場所が、今、都庁のところと2カ所ぐらいしかないんですよ。それで、入れるのに当たって30分、1時間と並ばされるというようなのが多いので、再三、区の方の空き地に何とかしてくれないかというのを、二、三年前からお願いしています。ここに今、19年度、どういう場所あたりか、何かお考えになっているのか、知らせていただきたいんですけれども。

環境保全課長 この充てん場所ですが、当初、ガソリンスタンドで廃業された場所の検討もされていたんですが、現時点での、予定箇所は今のところありません。19年度に向けて、少なくとも2カ所ぐらいは誘致したいなということで、目標として出しておりますが、具体的な場所はまだ決まっております。

村山委員 あくまでも目標だけで。

環境保全課長 現時点でそういうことです。

村山委員 皆さん、区内を走っている車、また新宿区の仕事をしている業者も、すべてこういう環境に優しい車でなければ、入札ノーと言ってくださいということで、我々も一生懸命これに取り組んでいるので、なるべく早いところで具体的な場所を誘致していただきたいと思います。

田中委員 私、自転車の放置の問題をちょっとお尋ねしたいんですが。私が今、放置自転車

の整理をやっている所は、西新宿の地下鉄大江戸線の駅前、五丁目と四丁目、両方、1,000メートルぐらいあるんですが、それを朝7時半から9時半までと、2時から4時までやっています。きょうも私、2時から4時までの番になっています。

駐車場がないものですから、そこまで自転車というのは、目的の最も近くまで乗りつけるのに、最も便利な乗り物なんですよね。しかも、のんびり行くんじゃなくて、急いでいる方が乗るわけで、私たちが整理していますと、時たま、ちょうど撤収日なんかには、拡声機で路上に駐車することは迷惑になります。そして、また危険だから駐車場に移動してくださいという放送をするわけですよ。そこへ乗ってきた人が、「おじさん、ここに置いていけないの」と、「ここは置いていけないって放送していますよね」と、「だけどどこに置けばいいの」と言うんですよね。皆さん、どういうご返事されますかね、現場で。これ何人もあるんですよ。わっと乗ってきてね、「ここに置いてはいけないと言うけど、どこに置けばいいの」というときに、整理している立場として、これいけないのはいけないんだという、ではどこに置けばと言われたときに置き場所がないんですよね。

だから、私は何年も前から考えを言っているんですが、駅前だけ、第三建設事務所との協議はもちろん大事だろうと思うんだけど、植栽の部分を駅前だけでもいいから駐輪場にすると歩道は丸々使えるわけです。自転車の長さ、あれって1メートル80あるんです。それを45度に並べると90センチで済むわけなんですけど、横に置いてしまう人がいるわけです。しかも、それが、かぎをかけてしまっているものだから整理するわけにいかない。置いてあるところに、まともに置いてしまうものだから、2メートル近く歩道の方へ自転車がでてしまうんです。そうすると、歩道がまるっきり狭くなってしまいますよね、危険だし。それを、植栽がなければ植栽の方へ入れられるわけです。丸々歩道は使えるわけですよね。どことは言わないんだけど、特に混雑する場所だけは、植栽の部分に駐輪できるような対策ができないかと思うんです。これは現場の者としては、痛切にそれは感じます。

確かに乗ってきた人たちに、問われたときに、全く本当に返答のしようがないんですよ。だから、そこらのことを考えて、一番簡単なのは植栽の部分だけに入れると、植栽の部分。その大事な部分だけでいいから。緑化運動が盛んなときでもあるんだから、どこでもというわけにいかないだろうけれども、特に混雑する場所、駅前だけは植栽の部分に駐輪ができるようにすれば本当にきれいな区になります。

私、海老名の駅前を見学に行ってきたんですよ。おいっ子がいて、「おじさん、海老名は

すごいよ、全く見事だ」と言うんで行ってみたら、歩道にも車道にも自動車もなければ自転車もないですね、1台も。まことに見事です。きちっとした駐輪場があるから。ところが、そこで駐輪場の人にいろいろ聞いたら、新宿では場所がないから大変でしょうねという話なの。まさにそのとおりですよ。

だから、植栽の部分に入れれば、場所がないとは言えないと思うんですよ。完全に、その駅前だけでいいから、何とかそこ、企画ができないかと思うんですね。確実に、それは現場を見ていただくとわかるんですが、本当にそこだけでいいから何とかしていただきたいというのが、私たちの実際にそこでやっている者としてはお願いがしたい大事なことだと思うんですよ。これは緑の問題があるから、植栽から難しい問題だろうと思うんだけど、できないことないと思うんですけども。

立花副会長 私も知りたいんですが、何か方向を考えていらっしゃるんですか。

環境保全課長 直接の主管ではありませんが、私の方で答えられる限りで説明させていただきます。

駅前に自転車が多いというのは、本当に委員おっしゃるとおりでございます。例えば、JRの四ッ谷駅の周辺につきましては、ことしに入って早々、駅周辺の歩道、外堀通りに、あそこは歩道が広いものですから、整理区画として、自転車を置けるようなスペースをつくりました。そこを路面表示で、普通の歩行者が歩く歩道部分と分けまして、それは登録料という形で料金を取るんですが、その整理区画の部分に自転車を置いてもらうという形にしました。台数で言うと、恐らく400台ぐらいだと思います。その台数も需要と供給と見合いかどうか、余り少なくても、結局、みんな希望する人が置けなくなってしまいますと、逆に道路が煩雑になるということもありましたので、その辺の数値なんかを検討する中で、400台程度だったらということで設置することができました。できるところは整理区画という形で、駅周辺に自転車を置ける場所をつくるということは可能だと思います。それから、もう一つ、丸の内線の新宿御苑駅についても、当初、駅から出まして通り1本隔てた南側のちょっと離れたところに、駐輪場がありましたが、やはり離れているということで利用者も少なく、余り目立たないところだったので、今度、新宿御苑駅から出てすぐの新宿大通りのところに整理区画をつくる方向で、進めているところでございます。できるだけ自転車で来られた人が止められるような場所を設置していく方向で今進めているところでございます。

ただ、どうしても状況が個別、一個一個違いますので、できるところとできないところが

あります。特に交通管理者との調整等、警察との調整もありますが、進められるところは進めていくというのが、今の区の方の状況でございます。

田中委員 もう一ついいですか。現在、私たちが整理しています裏側に、暗渠の部分に駐輪場があるんです。それは、皆さんご存じだと思います。互い違いにありますよね、上げるところ。あの幅、どれだけあると思いますか、1台分の幅が。あれ、40センチしかない。40センチしかないところに置けませんよ、自転車。今はほとんどの自転車に、前のかごがついていますよね。あのかごをつけたものは乗らないんですよ。だから、乗せないで、外に置いてしまうわけです。これは整理区域にならない。だから、無理によけては乗っけて整理はしているんですが、今度、出すとき大変なの。女の人なんか、出せない。しかも、子供のある方、上の方に赤ん坊を乗せる台がありますよね。それと、前の方にかごを乗っけて。40センチのレーンには乗れませんね。あれを何とかね、せめて50センチの幅ぐらいにすれば入る。乗らないもの。

ところが、あれ、お金を払っているんですよ。よく言われるんですよ。「おじさん、これ、私たちお金を払って予約しているんだけど、乗らないじゃないか」って、僕たちに言われてもしようがないんだけど、「行政に言うておきますよ」って言うんだけど。まことに、これは現にね、本当に現場を見ていただくとわかる。きちっとね、それは立派なんですよ、あれ。ところが、40センチじゃ無理ですね。これはしょっちゅう言われるんですよ。だから、予約していない場所はいっぱいあるんです。「あそこにあるよ」って、「だってあんなの1個も乗らないもの」と言うんですもの、自転車が。だから、持っている方の歩道に置いてしまう。

指導員と整理員と、両方を僕たちやっているものだから、指導をしてくれと言われるから指導をするんですよ。指導のしようがないんですよ。「内レーンへ持ってけっただって、あんなところ乗せられるか」と言われたときに、行ってみると確かにそうなんです。乗せられないところへ乗せると言う方も無理ですよ。それよりは、さっきも言いました植栽の部分に並べた方がかえって簡単に入るし、きちっと並べられると。現場をもっと重視した考え方で、行政の方の政策はお願いしたいと思いますね。

会長 おっしゃられていること、本当に当たり前のことで。実際、自転車対策は土木部系で……

環境保全課長 道とみどりの課の方ですけれども、今のお話は……

会長 いろいろなお話し合いはないんですか、今。田中委員、環境審議会でおっしゃって

ただくよりは、実際それを管轄しているところとの話し合いを密にした方が効果的なわけですよ。ここはどっちかという、構想的なことをやるのが係だから。

立花副会長 新宿区の道の使い方、あるいは誘導の仕方という意味で、自転車と車と歩行者。ちょっと伺いたいんですが、新宿区は新宿区のケースですけど、うちの大学は4,000人の学生で、ものすごく自転車がこの3年間で増えました。2倍から3倍近いですね。4,000人きり学生がいないのに、自転車の駐輪場は、今、1,800から1,900、一番多いとき。これは、2年前にはなかった現象です。

ある意味で、とてもいいのかもしれないという気もするんですよ。先生たちも自転車に乗って来たりして、1台、車で来られて駐車をされるよりも、道路のスペースをとるよりも、車で買い物するよりも、自転車で動いてもらった方が、それこそエネルギー問題、大気汚染、いろいろ含めても傾向としてはいいと思うんですね。昔、テレビで、中国やタイあたりで、うわっと自転車が動いているのを見て、日本だって昔そうだったのに、何で自転車が動かなくなったかなど。バイクは増えましたけれども、自転車が増えないと思っていたんですが、このところすごいですね。自転車の質も変わってきて、いろいろ楽しめることも増えたんでしょうけれども。

ですから、もし、そういうことを推進されるなら、それに合わせた道の計画と駐車スペースのあり方というのを考えなきゃいけないと思いますし、うちも学生の広場だとか植栽も大事ですし、それと自転車置き場、駐車場との取り合いで、今、キャンパス全体の見直しを一生懸命やっています。たまたま私はそういう設計をやっているんで、本当に大変です。今、田中委員がおっしゃったように、植栽と自転車置き場は二重構造でつくれるんですね。だから、最初の初期投資を本当にそれでかけられるかどうかだけが問題で、屋上植栽、だてにああいう技術を開発したわけじゃありませんし、自転車置き場は上もそんなに要りませんしね。それを完全な屋根にってしまうのか、単なる植物のトレビスにするのかはそれぞれの考え方だと思いますし、お金のかけようだと思うんですね。

それと、もう一つ管理の仕方、うちは小さい大学なので、こういう互い違いの、それを導入するのと、整備してくれるおじさんたちがあちこちにいるということ、どっちがいいだろうと議論している最中なんですけれども、大方、学生にとって、そういう人たちがいるということが、とても学校の雰囲気としてもいいと。機械で、自分でちゃっちゃとやりなさいというよりも、おはようと声をかけ合って、「ああ、これお願い」、「ああ、わかったよ」でやり合っている、その姿がとてもいいじゃないかということで、管理費がそれ

で上乘せにならないなら、器具がいいか、人がいいかという、人の方がいいだろうという話があるんです。新宿区なんてなおさらのこと、田中さん、いろいろボランティアでやっていたらと思います、ボランティア半分、経費半分だと思いますが、人との関係性をよくしていくという意味でも、先ほどのポイ捨ての話とか、グリーンなんとか運動とか、いろいろなことを含めると、人がいつもあちこちに、そういう方々がいる環境というのは子供にとってもいいですね。いろいろなことが重なって、要はまちをどういうふうにしたいか、どういうふうに移動するか、何を節約するか、その方針次第だと思いますけれども、そういうものが見えてくるといいですね。

でも、今回の白書は、すごく具体的で、いろいろな学校の様子、活動の様子がわかって、なかなかおもしろいものができて、しかも毎年、出されるならば、そういう点が徐々に変化が見えて、すごくいい試みだと思います。

会長 最初に褒めてください。余りみんな……

立花副会長 いや、とても、初めて見たなと思って。それと、役所の言葉じゃなく、普通の何でもなし文書課の文書みたいなのではなくて、動きがよくわかって、とても内容がね、写真入りで。これは見ますよね、みんな。

田中委員 ポイ捨てですね、今、先ほども言いましたように、朝7時半から9時半まで、それから2時から4時までやるんですが、自転車の整理だけでは時間がもったいないからというわけで、金ばさみを持ちまして、レジ袋を提げてごみ拾いをやるわけです。そうすると、2時間の間で、連休の翌朝のごみは大変ですね。こんな袋に3杯くらいあります、1,000メートル回ってくると。ところが、午後に行きますと、それが1つ分くらいありますよね。だから、結構、1回、回った後にまだあるんですよ。だから、それはもう少し何か啓蒙の意味も含めて、小さい標識かのぼりみたいなものでもいいから、植栽のところにポイ捨てをしてはいけないとか、しないでくださいとか、モラルを守りましょうとか、何かいい文句を加えたものを、ところどころに立ててもらえないかというのが、私たちの現場の気持ちなんですよ。

声をかけますと、「ああ、悪いね」と言って消す人がほとんどです。ところが、火が消えてないでほうっていることがあるんですよ。うっかり気がつかないで、金ばさみで袋へ入れて、提げて、「おじさん、火が燃えてるよ」、なんかこっち穴があいてしまっているんですよ、燃えて。本当にそういうことが時々あるんですよ。だから、そういうことをしない、まず拾わなくてもいいように、何か啓蒙するいい言葉の、目で啓蒙、知らず方法

を考えていただけないかと思うんですよ。なかなか人間的に、しょっちゅう回って歩いて注意するたって、これは人件費だって大変だから、そうじゃなくて小さいものでいいから、ところどころに何かいい言葉で、そういったことのないようなことを訴える、目に知らず方法はないかと。よろしく、それ。特に今、本当に思うんですよ。

環境土木部長 先ほどの自転車、あと道路との区の間という考え方ということなんですが、2つあって、1つ、自転車を交通手段として使う場合の利便性をどういうふうにして図るかという点については、区道の場合、290キロ、現在、管理しているんですが、比較的幅員が狭くて歩道すらないというようなところがあります。これは国道、都道との役割分担ということを考えておきまして、国道や都道など比較的歩道の広い部分については、骨格的な部分として自転車道を配置してもらおう。例えば、山手通り、現在、40メートルに拡幅していますが、そこには自転車道をつくってもらおう。今後、環3、環4というようなものもつくられていきますので、そういった整備にあわせて歩道部に自転車道をつくってもらおう。区としては、それを補完するような形でネットワークを形づくるということです。例えば早大通りとか、または神田川沿いの遊歩道とか、そういったようなところを整備してネットワークを補完していく。

あと、残り幹線道路に囲まれた部分については、これはむしろ歩車混合道路ということを考えています。通過交通を排除するような、例えばコミュニティゾーンといったようなもので、自動車をなるべく入れずに歩行者と自転車が混合できるようなことを考えております。

あと、自転車対策ですが、駐輪場については平成3年に条例をつくり、新たに集客施設をつくる場合には附置義務の自転車施設をつくるということを義務づけております。ただ、歩道上に駐輪場をつくるというようなご提案ですが、現在、自転車が町の中にあふれていて、大体、区内、今、5,000台が放置自転車だと把握しております。その過渡的な状況を解決する上では、歩道上を一部、暫定的に使う必要があります。先ほど田中委員のご提案にあったような、一部、植栽帯をつぶして、そこを駐輪場に確保するようなことについては、それぞれ国道さんや三建などをお願いをして、順次拡大をしております。ただ、これはあくまでも過渡的な措置だと考えておきまして、将来的には宅地側に駐輪場がきちんと確保されて、道路は道路として通行機能、それから景観、植栽機能といったようなものが維持できるように、将来方向としては目指しながらも、過渡的には駐輪施設を歩道上に確保する施策を考えております。

会長 自転車については、47ページ目にいろいろ書いてありますが、さっきの課長のご説明や、今の部長のご説明にもありますが、前々から、それこそ自転車のそういう位置づけというか、社会的な位置づけというか、どういうふうにか考えるのかという、そこら辺、整理ないままにどんどんやって、対策だけ講じているようなところも日本はあるんですよ。それで、道路法の問題にしたって、道路法ではこう言っていると、車道を走ってもいいし、それから歩道を走ってもいいし、どっちでもいいと。今そういうふうになっていますけれども、利用者側の問題とか、今後の問題をどういうふうにか考えていくのか、その辺やはり線が必要になってくるわけですよ。本当にどうなんだ。それと、また、まちをどういうふうな構造にしていくのかという、そういうマスタープランの問題があるんですよ。その辺、まだごちゃごちゃ日本においてはこうやっている。

ドイツなんかの考え方だと、自転車というのはやはり生活圏を保障するというようなことから、車がある程度までで排除してしまって、ある場所で、そこでおいて、そこから自転車になるわけですよ。そういうふうに、国がきちきちとやっていけばうまくなるんだけれども、日本の場合だと車はどこまでも行けるし、自転車もどこまでも。それで、お互いに譲らないという、今は混乱状態ですよ。

今後、その辺、ものすごく大きな検討課題というものもあるので、いろいろな面でお互いに譲り合わなきゃだめなんですよ。今、歩く人と自転車でも譲り合わないですものね、それと同じだものね。歩いていれば、そこどけどけど、チンチンやって、うるさいというぐらいに鳴らす人も多いでしょう。やはりお互い譲るということをやっていかなければ、車というか交通手段というのはうまくなりっこないですよ、狭い日本でね。その辺、条例つくるといっても、何かほかに欠けているのがあるのかなというふうには思います。

奥津委員 今のお話ですが、私は子供が小さいので、自転車は環境にいいのはわかるんですが、子供たちにとっては、自転車で暴走している大学生ってとても怖いんです。環境にいいかもしれないけれども、人には余り優しくないなって思うので、自転車がよしとするという流れというのはちょっと心配です。それだったら歩いてくださいというふうには言いたいんですけれども。本当にうちの周りは大学が近いんですが、怖いんです。自転車の性能がよくなったせいもあるのかもしれませんが、本当に暴走していますよね。歩道で歩いていけば車にはぶつからないけれども、自転車で結構危ない目に遭ったということが何度も子供たちありました。新宿区という歩道も道路も広くないというのを考えると、自転車に乗らないように推進していくというのが、私はむしろ歩きなさいとか、バスを使ってく

ださいとか、おかげさまでバスや地下鉄網も発達してとても便利ですので、自転車でお店の前とか駅の前まで行くというのは、なんか随分わがままな感じがします。歩きなさいというのを進めたらどうかなとちょっと思いました。

会長 あと、自転車というのはみんな無灯火なんですね、今、夜になると。速度を出せないからといって、みんなブンブン走って。

奥津委員 大学生に自転車教室をやってくださいって、警察にいつもお願いしているぐらいで、小学生の方が乗り方ちゃんとしていると思います。

立花副会長 よくわかります。よく事故を起こして、車にぶつかって亡くなったりとかしています。2年に3人ぐらいいたりするんですよ。新宿区じゃないんですけども。とても、一番危ないときですね、大学生の自転車。タクシーの運転手さんも嫌がっていますね。

会長 いろいろ考えていきましょう。

崎田委員 今の自転車の話にしる、やはりいろいろな環境全体を見たときに、自転車ってやはり進めたいけれども、このまちではもっとルールを守ってくれないと大変とか、いろいろな地域地域で抱える問題ってすごく多いと思うんですね。最近、環境をキーワードにいろいろと活動していると、自分たちのまちをもっと快適にしていくために、自分たちに何ができるんだろうとって、いろいろな、多くの人たちが自分たちのまちをきちんと、例えば探検をするとか、自分たちのまちを見詰めて、その課題をきちんとみんなで抽出して、それに対して自分たち市民だけでは無理なので、市民や地域の事業者の方や行政の人と一緒に頑張って解決しようという、そういうような動きというのが結構出てきていると思うんですね。

例えば、7月25日から1週間、ドイツ東京新宿環境展というすごいキーワードで、環境展を新宿駅の西口と環境学習情報センターと、その両方を会場に、その辺をつないで、イベントというか、大きなムーブメントをやろうというような動きで、新宿区も入っていらっしゃるのでもよくご存じだと思うんですが。そういう中で、実は地域の環境学習情報センターやNPOでは、一体そういうイベントにどうやって関わったらいいかということのをずっと話し合ってきました。そこで出たのが、みんなでこういう地域を見詰めて、課題をきちんとみんなで考えて、それをどうしていったらいいかということ、みんなで一つ一つ動いていくことなんだということでした。それで、当日はまち探検を、来てくれた人にどんどんまち探検ツアーを出していくというようなことを考えているんですね。

単に環境に関心がある人だけではなく、多くの人に関心を持ってもらうという動きにした

いと思っているんですね。実は、その中で、やはり自転車という話が出てきて、早稲田大学の学生さんたちのグループが、それならば新宿区にこれからお願いをして、放置自転車でも使わない、だれも引き取りに来ないというのがわかっているようなのを何台かお借りして、それをきれいな色に塗り直して、共有できるような自転車として置いて、その1週間、まちでまち探検用に歩いてもらえるような仕組みをつくってみようとか、そういうふうに自転車でも走れるような、安心・安全のまちづくりも考えながら、車をできるだけ減らして、自分たちもまちを見詰めようなんていう、そういう動きがあるんです。

きっと新宿だけではなくて全国各地で出ていると思うんです。私はそういうような動きを実際に、では現実はどうやって課題を解決していくかというのをつなげるときには、やはり一つの、例えば環境保全課だけではなくて、隣の道とみどりの課であったり、商工課であったり、生活、とにかく区役所であれば全部の部署が関係してくることだと思います。こういうような動きにできるだけいろいろな部署の方がかかわってくださるような、そういうコミュニケーションが活発にできるような状況をつくっていただくというのが、大変ありがたいんじゃないかなというふうに思っています。

区の方で、今、区民会議というのを、374人という方が手を挙げたということで、まちの基本計画を1年がかりで考える区民会議というのを始められていて、私も手を挙げたんですが、374人もいてびっくりしました。いろいろな分科会に分かれているので、きっと環境というところでも、いろいろなまちの方からの提案も出てくると思います。いろいろな動きを全部活用して、そういうところに出ている意見や、この審議会で話し合われている意見、すべてを生かせるような、そういう状況ができるといいなと思っています。

何かぼんやりした意見のようにも聞こえるかもしれませんが、こういういろいろなところでやったらいいなとか、なんかいろいろな意見って盛り上がっていると思うので、それを省庁連携ではなく部署連携で、必ず形になるような状況ができていくと、このまちも一つ一つ、いろいろ変わっていきけるんじゃないかなという感じがいたします。ぜひ、市民としても提案をしていきますので、よろしくをお願いします。

会長 いろいろご意見いただきましたが、新宿発環境という、そういう情報発信の目で見れば、いろいろ世の中に発信してこられたと思うんですよね。だから、崎田さんたちがやられているような環境情報ネットワークの活動もそうですし、それからここに書かれていますような環境学習の問題ですね、小・中学校、かなり国内でも相当熱心な部類に入りまして、いろいろ一つのモデルとして扱われるようなことになっております。それから、歌舞

伎町の問題も、そろそろ区長を初め、いろいろ動き出されているという大きな環境情報の問題ですね。含めて、おもしろいなというふうに私自身、よそから眺めているし、もっとやってもらいたいなと思っています。いろいろあるので、そういうようなことなども大きな成果だというふうに思っていますし、今後ともこういう白書に載せて、みんなに興味を持ってもらえるような活動というものを自発的にやっていただいて、成果として、記録として残していくと。それで、新宿区のみならず東京都、それから日本を変えていこうという心構えというのを、お出しになっていただけたらと思います。よろしく。

歩きタバコフォーラムの経緯と「条例の一部改正」について

会長 それでは、時間の関係がありますので、2番目の歩きタバコフォーラムの経緯と「条例の一部改正」について、こちらのご説明、お願いいたします。

環境保全課長 お手元の資料で、パブリックコメントの結果報告と、水色の「新宿区では8月1日から路上喫煙が禁止になります」と、条例改正の新旧対照表と、この3つの資料について説明させていただきます。

フォーラムでも、前回、2月3日に、フォーラムの経緯ということで、宣言の資料について説明もあったかと思いますが、ここでもう一回、これまでの条例改正が出てきました経緯について、簡単に説明させていただきたいと思います。

新宿区で、これまでポイ捨て禁止条例が平成9年4月1日に施行されて、平成9年4月以降、区民は歩行中に喫煙をしないように努めなければならないといった、努力義務の中で、いろいろなキャンペーンを、歩きたばこ撲滅といったキャンペーンをやってきております。

その中で、平成9年から平成11年にかけては、地元の商店会とか企業の皆様の協力を得まして、吸い殻入れ、ごみ箱と吸い殻入れの設置をしてきておりました。ところが、この間、ずっといろいろな方からの苦情とかご意見等をいただいております。平成15年に、新宿区の区民の声委員会の方で、区内全域での路上喫煙、ポイ捨ての禁止と分煙の徹底についての調査結果を、区長の方から調査を依頼して、調査結果の報告が出されております。それが、平成16年の1月26日ですが、その中では路上喫煙、ポイ捨てを禁止しようというのと、分煙の徹底を図りましょうといった内容の報告が出ております。また、同じ時期に、区政モニターの方でも、環境美化防災部会で、検討報告が16年1月27日に出ておまして、今あるポイ捨て禁止条例を改正して、歩行喫煙の禁止を盛り込んだらどうかとの意見が盛り込まれた報告書が出ております。

こういった内容を受けまして、フォーラムが始まったわけですが、昨年度につきましては若干動きがありました。平成9年から11年に設置しました吸い殻入れを撤去しました。撤去したかわりに、新宿区内、新宿駅周辺4カ所、高田馬場駅前に1カ所の、計5カ所、喫煙スポットを設けております。これが昨年8月です。日本たばこ産業の方から寄贈を受けまして、新宿区で設置しております。

これと並行しまして、「歩きたばこをなくそう！新宿フォーラム」も開催しました。平成16年6月29日から12月14日までの計6回、114名から62名の参加者、回によって違いますけれども、そういった大勢の方の参加を得ましてフォーラムを開催しております。区内の在住者はもちろんですが、在勤、事業者、来街者など、不特定多数の方も参加され、自由な意見交換がされました。中にはたばこ商組合の方々や、日本たばこ産業の方なども参加される中で議論が行われました。その宣言が12月22日に区長の方に手渡されております。その宣言内容を踏まえた形で、ことしの2月25日から3月25日までの1カ月間、パブリックコメントをいたしまして、その結果が、そちらのお手元の資料でございます。また、その結果を踏まえる形で、ことしの6月の第2回定例会で、新宿区議会の方に提案いたしまして、6月20日に、全会派一致で、その条例について可決されました。

経緯は以上です。宣言の内容ですが、これも前回、報告されたのでざっと説明させていただきます。宣言には4つの大きな柱があります。1つは新宿区において、路上喫煙を禁止するということです。これは新宿区の道路上、全域にわたってということです。もう一つは、分煙を徹底するということです。企業、店舗、学校等では、路上喫煙を未然に防止するための研修の啓発活動をするということです。3つ目の柱は、協働で継続的にPR、キャンペーン等を実施するということです。4つ目が新宿区にとどまらない広域的な取り組みを展開するということです、こういった内容についての宣言が出されております。

そういった内容について、パブリックコメントをかけたわけですが、パブリックコメントの中で、かけるに当たって、皆さんにお配りした資料の中には、条例の一部改正の主な内容ということで、1つ路上喫煙を禁止します。2つ目として責任と役割を明確にします。そういった条例改正に向けての取り組み、実施を予定している主な施策としまして1つ、キャンペーン、パトロールを実施する。それから、2つ目として予防対策を推進する。3つ目として、公園の分煙化を推進するといった内容について提案をしまして、パブリックコメントにかけております。

出てきた内容が、そのお手元の資料ですが、全部で提出意見としては97通ありました。

メールが66通、文書、ファクスによるものが31通でした。

主要な意見が、その資料で1、2、3、4、5とあるわけですが、1つ目として区内全域での路上喫煙禁止についてです。これについて反対が29、賛成が13ありました。反対の中の主要な意見ですが、区内全域での禁止は行き過ぎであると、禁止区域を限定すべきであるという意見。2つ目が、人込みはともかく、人通りの少ない路上で携帯灰皿を用いての喫煙は許可すべきであるという意見。賛成の方では、個人的な趣味嗜好である喫煙を公共の場で行い、一方的に不利益を与えることが問題なのであり、区内全域での路上禁煙に賛成であるといった意見。路上喫煙の是非について、喫煙者の自覚に任せると迷惑な路上喫煙がふえるので、全面的に禁止にすべきであるという意見。これに対する区の回答としまして、以下の理由で、区内全域、道路上で路上喫煙を禁止する必要がありますといったことになっております。

1つ目は、迷惑でない状況の判断が喫煙者と非喫煙者で異なること、区域指定をすると区域外での喫煙がふえる例が他の自治体で多く見られることなどが、現実的な課題として明確になってきております。新宿では「歩きタバコをなくそう！新宿フォーラム」を6カ月にわたり、多くの方の参加を得て実施した結果、公共の場としての道路では、いかなる場所でも、受動喫煙やたばこの火の危険を防止する必要があると判断しました。また、最近ですが、他の自治体でも全域での路上喫煙が広がってきていると、こういった内容で回答しております。

2つ目が、罰則の規定についてです。これについては賛成11、不要11ということで、ほぼ拮抗していたわけですが、罰則必要については、罰則なしでは実効が上がらないといった意見がございました。罰則は不要の方ですが、これは抑圧的だし、他区の例を見てもきりがない。税金の投入も反対であると、こういった意見がございました。

こういった意見について、取り締まることが目的ではなく、マナーを守り路上喫煙をなくすことが目的なので、新宿区の特性を考えた効果的な方法として、個別啓発活動としてのパトロールや、事業所等を通じた予防対策などにより路上喫煙をなくしていきますと、こういった回答をしております。

あと喫煙所の整備について、公園の禁煙化について、PRの方法についてパブリックコメントで出てきた主要な意見がございましたので、取りまとめるような形で作成し、これについてはホームページ、それから区の窓口等で配布しております。これとまた別に個別の意見が97つありました。それについても一覧表の形にして、ホームページ、それから窓口

でも出しております。また、このパブリックコメントの結果報告につきましては、新宿区の広報の方にも、もう少しまとめた形で掲載しております。

以上が、パブリックコメントの結果報告です。この後、路上喫煙の禁止についての条例が公布されました。水色の紙をごらんください。

これが、議決後、いろいろな各団体、区民向けに出しているチラシです。「路上喫煙」は、道路において、他人のたばこの煙を吸わされることによる不快感等、いろいろな原因が出てきますので、路上喫煙についてはいろいろな原因があります。新宿区は、これまでも意識啓発に努めてきましたけれども、今までのポイ捨て禁止の条例を一部改正して、所定の場所以外では路上喫煙は禁止になりますよと、いった内容でございます。

改正の主な内容については、そこに1、2、3、4、5、6という形で出ておりますけれども、一番大きいのは路上喫煙の禁止です。公園、広場等では、受動喫煙にならないように、公園管理者、利用者とも努めなければならないということ。事業者については、従業員に路上での喫煙防止のための研修、その他、意識啓発に努めなければならないということがあります。

裏にいきまして、施設を持っている事業者ですが、施設利用者に対して路上喫煙することがないように周知を図ってください。また、たばこの製造・販売者は、区の求めに応じて路上喫煙対策に取り組むとともに、自主的な喫煙マナーの向上のための意識啓発を行ってくださいといったことが内容になっております。これから区が進めていく施策としては、そこにありますように、キャンペーン・パトロールを実施し、特に事業者向けですが、2つ目として予防対策を推進していきます。3つ目として、公園の分煙化を推進していくといったことを進めていきます。

最後の資料ですが、これは条例の新旧対照表ですが、大きく変わったところは、目的の部分に路上喫煙を防止するといったことが、目的の1条に入っております。2条に、路上喫煙と、受動喫煙についての定義の文言が入っております。路上喫煙の定義につきましては、道路において、歩行中、同一の場所にとどまっている状態も含むわけですが、また自転車等の乗車中に喫煙し、また火のついたたばこを所持することを路上喫煙というということですので。受動喫煙につきましては、他人のたばこの煙を吸わされることをいうということと定義しております。

大きなところでございますと、5条の3項、4項、5項のところ、事業者の義務ということで、路上喫煙を行うことがないように、研修その他の適切な意識啓発等を従業員に対し

てしてくださいということと、事業者が自己の施設を利用する場合に、路上喫煙がないような措置を講じなければならないということ、たばこ製造・販売者の措置について規定しております。

8条のところでは、路上喫煙の禁止ということで、8条1項に区民は路上喫煙を行ってはならないという形で明確に規定しております。ただし、区長の指定する場所はこの限りではないということで、この区長の指定する場所ということで、先ほど説明しました、昨年設置した5カ所ある喫煙スポット、新宿駅4カ所と高田馬場駅1カ所を、この指定する場所にしております。喫煙スポットについては今後、必要な場合には設置していく余地も含まれているということでございます。

それから、2項、3項につきましては、公園、広場等の施設での受動喫煙にならないような努力義務について規定しております。

以上が今回の路上喫煙禁止の内容です。

会長 ありがとうございます。

では、ただいまのご報告に対しまして、ご質問、ご意見がございましたらお願いいたします。

どうぞ。

小林委員 先ほどの説明で大体要約といえますか、わかったのですが、パブリックコメントの結果報告の1番ということで、反対が29メール、それから文書、ファクシミリが寄せられたということですが、多分、私は1番の、反対の問題を細かく拾い上げて分析することが非常に大事なのかなというふうに思っております。それについては、反対の意見が、2つ主なものがあり、もう少し反対の意見があったのかなと感ずるわけなんです。いかにもまとめ過ぎというか、簡単に反対をまとめてしまったのかなというふうに思います。この辺もなんかもう少し要約しないで出していきたいということ。

もう一点、新宿区の改正後の条文の中で、事業者が従業員の教育ということで明記されていますが、私は会社の従業員の教育というよりも、先ほどから学生さんたちの問題が出ていますが、専門学校生の問題だとか、私はその辺にやはり問題が内在しているのではないかなというふうに思うのですが、会社のバッジをつけながら、路上喫煙やっているというのは、やはりどうしても少ないと。やはりどこから通ってきているかわからないけれども、専門学校生、それから二十歳を過ぎた学生さんあたりの方が問題なのかなと思うので、この辺、改正後の条文の読み込み方が、やはり会社を非常にターゲットにし過ぎだなという

ふうに思います。

前回の審議会のときに、私は豊島区の方に事業所があるもので、デパートの名前を言っ
はちょっと恐縮ですが、西武百貨店です。言ってしまった。特に、あそこでたばこを吸う
方がとても多いと。あそこにたばこの吸い殻が散乱している状況がありましたので、新宿
においては、ここに小田急百貨店さんがいらっしゃいますので、その辺は従業員の方の清
掃も含めて、企業責任推進という立場なものですから、その辺はどのように、その後、引
き継ぎ、改善がされて、事業者の従業員教育というところもありますけれども、一方的に
こういうことをしてはいけませんよというのではなくて、企業として周辺の美化に気をつ
けるんだということの、そういう意味の教育ということについても逆に教えていただけれ
ばと思いますので、よろしくをお願いします。

環境保全課長 すみません、ちょっと説明が不足していたところがあります。

今のお話の中で、最初にパブリックコメントで反対が29で、賛成よりかなり多かった、
そしてその中にはいろいろな意見があって、それを要約し過ぎではないかというお話でご
ざいましたが、その29通の中には、かなり同じような意見が多かった。その同じような意
見というのは、この2つでございまして、大きいのは、やはり区内全域での禁止は行き過
ぎと、区域を限定すべきだということと、それから人込みが少ないところではいいのではと
いった意見に集約されていたということでございます。

それから、2つ目の事業者にちょっとターゲットを絞り過ぎではないかという話で、学校、
特に専門学校もというお話でございしますが、この事業者の中には、私ども学校も含めてお
ります。2条の(5)ですが、事業者の定義で、区内で事業活動を行うすべての者という
ことで、非常に幅広いんです。実は学校、専門学校等も入りまして、特に新宿区の特性と
して、学生、専門学校生が多いものですから、その辺にしっかり力を入れていきたいと思
っております。

それから、事業者のところ、項目を条例で多く設けて、力を入れていこうと思ってい
ますのは、実は新宿区、住民が30万人。昼間人口80万人ぐらい、駅等の乗降客は大体365万
人ぐらいです。区民の方だけではなく、やはりこういった在勤、それから来街者の方に力
を入れていかないと、路上喫煙禁止についてはなかなか協力していただけないだろうと。
一番、そこで力を入れていかないといけないのは、来街者と在勤者なんですけれども、来
街者にはキャンペーン等で周知していくという方法があるんですが、在勤者については事
業者にぜひ協力していただきまして、その従業員の方に、路上で喫煙されると、これは

条例が施行されていますので違反になってしまうと。8月1日から違反者になってしまいますといったところで、力を入れていていただきたいということで考えております。

会長 よろしいですか。

向山委員 小田急百貨店の向山です。今ちょっとデパートのことが出ましたので。私どもの百貨店については、かなり以前の健康増進法のと時から、従業員の意識も、たばこに対してかなり高まっております、社内の対応も、店内で吸えるところがかなりなくなっていること。それから、従業員施設については、もう限定したところしか吸えない。以前は、一部、建物のところに灰皿等があったときは、かなりそこに集まって座られる方も多かったです。最近、かなり撤去されてしまっていますので、たばこを吸えるところが少なくなったことに伴いまして、たばこのごみというんですかね、それがかなり減ってきたと思っております。それから、あと地域で清掃関係の協力もさせていただいていますので、企業としてはその辺、かなり協力はさせていただいていると思っております。また、今後、この条例ができました暁には、当然、企業として、その辺の教育も進めていくつもりではありますので、かなり以前に増して意識は高くなっていると思っております。

安田委員 すごく改善されたんですが、最大の問題点は2の罰則のところだと思いますね。僕、前から持論で言っているんだけど、千代田区のように罰則をやらなければ、やはりだめだと思うんですよ。だから、罰則を、どういう罰則にするか、罰金を取るとか、そして最後の条例のところでは、最後のページの条例の改正の第14条で、美化推進重点地域内だけですよ、罰金は。これでは、せっかく路上喫煙禁止というルールをつくって、それを破った者に対して罰則がないというのは、やはりルールが機能しないということになってしまいますので、ここができていないということで、僕はこの条例を評価しないですね。これをやらなきゃだめなんですよ、罰則を。ルールをつくったんだから、ルールを破った人には、やはり罰則をやらなきゃだめなんですよ。

環境保全課長 罰則のところについては、本当に委員おっしゃるようないろいろな意見がありました。その中で、新宿区の方のとった結論は罰則を適用しない、過料は課さないということです。それは過料を取るということになると、そのための取り締まりが非常に大変になる。特に新宿区は来街者が多いですから、過料を公平に、公正に取るという話でいきますと、これは非常に大がかりな……

安田委員 車のスピード違反だってそうじゃないですか、全員、取ってないじゃないですか。

環境保全課長 その公平性をとるとするのは非常に難しい……

安田委員 千代田区はどうやってやっているの。

環境保全課長 千代田区でも取れているのは85%という話を聞いておまして、その後の15%に対して、さらに過料を取るといふことの追跡が非常に苦慮しているという話も聞いております。

それから、もう一つは、これが一番大きい事ですが、パトロールで、たばこを吸っている方に声かけをするといったことを新宿区はこれから進めていきます。声かけをして、やめてくださいと言って、たとえお金は取らなくても、そこでやめてくれる人というのはかなりいるだろうと思っております。要するに、説明をして、きちんと理解していただいたときに、確信犯で吸っている方もいらっしゃるかもしれませんが、ほとんどの方はそこでやめていただけるだろうと、そういった意見も多くいただいております。そういったパトロールに力を入れて、マナーに呼びかけていきたいという方向で進めていきたいと思っております。

安田委員 それがだめだと思ふんです。マナーでは解決できないんです。マナーで解決できないから、こういう問題が起きて、ルールをつくっているわけだからね、社会システムとして。そして、社会システムとしてルールをつくったら、それをきちんと機能するやり方しなきゃ、マナーとかモラルも動かない、稼働しないんですよ。マナーとモラルと社会システム、ルールを両輪でやっていかなきゃだめですよ。マナーだけで動かないんです。そこで、ルールつくったのに矛盾しているじゃない。

環境土木部長 今回、罰則を設けなかった新宿スタイルというようなことなんです、大きくは2つありまして、1つは今、課長が申し上げたとおり、罰則をとることが目的ではなくて、歩きタバコをなくすということが目的であって、先に実施をしている千代田区にもいろいろとお話を聞いてみますと、あそこがあれだけ効果を上げたのは、最終的には罰金を取るといふような実力行使といひますが、そういったところにあるけれども、それ以上にすそ野として、各企業、それから区民の皆さんを含めて、草の根的なPR活動というものを徹底的にやったといふようなことが、大きな成果に結びついているといふようなことがございましたので、私どもとしては、そういったPRを徹底して行ふ、また指導を行ふといふことで、かなり実効性が上がるだろうといふことがまず1点。

2つ目は、この取り組みを区民と協働で行おうといふことを前提に考えております。これが罰則といふことになると、これはやはり公権力の行使といふことになると。そうなりますと恐らく区民と一緒にやるといふことではなくて、役所がお前だめだぞといふよ

うなことで罰金を取るというようなことになると、どうしても役所任せになってしまうというようなことがあって、これはやはり区民総がかりで、協働してやっていくことで効果を上げていこう、こういったような視点で、新宿スタイルということで、今回、罰則なしのルールをつくったということでございます。

安田委員 いやいや、罰則が目的とか、罰金を取るのが目的ということはないでしょう、その言い方はおかしいんじゃないですか。罰金は、結果として罰金を取るんだよね。ルールに違反したから、それによって社会的な何か迷惑をかけたから。日本の社会というのは、人に迷惑をかけても平気な社会になってしまっているんですよね。そのうち、1つの典型例が、このたばこの問題だと思うんです。欧米に比べたら、日本は本当に甘過ぎる。先進国としてのレベルが問われているんですよね、今。日本人の人、僕、海外調査に毎年、連れて行くんですけども、日本人だけです、おりるとね、飛行機の中で禁煙でしよう、すぐたばこを吸いに行くんです。それで、空港の中で禁止のところだと、冬でも外で一生懸命吸っててね。これがやはり、本当に先進国の中でちょっと異常ですよ、日本人は。

それで、もう一つは、他人に受動喫煙で迷惑かけて平気だと。この社会を直さなきゃいけないので、そのためにやはりかなり厳しいルールをつくって、きちんと実行するというのをやらないと、モラルだけでは絶対解決しないですよ。僕は、モラルのシステム化と言っているんですけども、モラルが動くようなシステムをつくらないとだめなんです。これはなかなか難しいですよ、確かに。

会長 この件は、この審議会というよりも、議会で相当やったはずなんです。今、同じように賛否両論、相当あったと思いますから。

田中委員 協議会で変に罰金の話をしたら、僕は逆におどかされたと……

安田委員 暴力団にNPOをつくらせて、管理させたらいい。

会長 この問題はやめましょう、ここでは。

中野委員 私も、この審議会で一番最初に申し上げたのは、ニューヨークの地下鉄の例を引いて、罰則制度というのを強硬に申し上げたはず。しかし、その後、毎号、毎号、新宿区の広報を見ていると、毎号、この問題が載っておって、議会やなんかの対策やなんかの結果がずっと載っているんで、それなりに現在の運営状況は了解という格好で思っています。しかし、根底には、今おっしゃるように罰則をやらなきゃ根絶はできないと。幾らかはよくなるけれども、根絶はできないだろうと思っています。ですから、ステップ・バイ・ステップ方式で幾らかよくして次にステップを進めると、こんな考え方で今のとこ

ろはよろしいんじゃないかと思っているわけです。

ただ、それも罰則がいいかどうかいろいろ議論、審議をされた結果だと思えますけれども、やはりさっき申し上げたように、ポイ捨てが多いというのは、やはりこれは特性なんですね、問題点なんですね。問題点というのは、結果系で、数値目標を立てて幾らよくなったかということで評価はできます。しかし、このポイ捨てが出てくる背景というのがあるわけですね。この背景は、よく特性要因図というのをご存じでしょうけれども、それに対して結果系というのがあるって、そこには私は5つのM、マン、マシン、マネー、メソッド、それからマテリアルみたいなものも入って、それプラス、エンバイロメントというのがあるって、そういうものを引き起こしているわけですから、こっちの結果系に対策をする方法論というものをよく分析して、その上に何が一番多いかと、どんなことが問題なんだということを、なぜかなぜかで繰り返して、それに対して手を打っていくようにしないと、総花的対策ではやはりなくならないと思えますよ。

ですから、先ほどの白書も、それからこのポイ捨ての問題も、行政としてよくおやりになっているし、また、こういうおまとめになった大変な、時間的にも、物理的にも、費用的にも、大変だったというふうに、これは大きく評価して、ありがたいというふうに思っておりますが、さらにひとつその結果系に着眼するというのを、ぜひ進めていただきたいなというのを意見として申し上げます。

会長 要望ですね。

田中委員 PRのところ、路面表示をあちこちにと書いていますよね。路面表示というのは、これは路面に書くんですか。これでは不十分だと思うんですよ。急いで歩いている人、ゆっくり歩いている人、地面を見ながら歩く人もいるだろうけれども、ほとんどの人が地面を見ながら歩くというよりも、よそを見ながら歩いていますよね。足元に路面表示があっても目につかないと。できれば、目につくようにしないと効果が上がらないと思う。だから、目につく方法を考えてほしい、路面じゃなくて何か目につく方法。だから、植栽の中に小さいのぼりとか立て札を立てる、それも何か適当な文章で。その方が、路面よりは効果があると思うんですが、どうでしょうね。

環境保全課長 委員のおっしゃるように、路面表示も、これは大々的にやります。それ以外に商店のバナー広告といいまして、商店の街灯のところに、路面喫煙禁止の垂れ幕をついたり、それから来街者向けに、映画館で30秒間ぐらいのスポット広告を流したりとか、アルタビジョンの大きな電光掲示板で流したり、変わったところでいいますと、ロゴ入り

のはし袋に路上喫煙禁止を書いたのをつくって配らせていただいたりとか、あとはいろいろなところで、懸垂幕とか、新宿区の方で清掃車と庁有車、全部で190台の車に路上喫煙禁止のステッカーを貼ったり、また、事業者の方に協力を呼びかけまして、ポスターやステッカーを今、たくさん作成しております、それを店先に貼っていただこうと考えておりまして、いろいろなところで歩いていて目につくような形で周知徹底を図っていきたいと思っております。

村山委員 ちょっと新宿区は甘いですよ、今、先生がおっしゃったように、我々もポイ捨てやなんかで全業者に、新宿区の車に全部、ポイ捨て禁止って協力して何年か前からやっていたんです。やはりドライバーも自分で吸ってぽんと捨てたというのは、まず何千台かの車のドライバーは、それはなくなりました。だけど、新宿区の車、我々の業者の中では、そういう人は少なくなってきたけれども、先ほどお話ししたように部外者がかなり多いです。車も何もみんな部外者ですよ、入ってくるの。だから、トラック協会でも、やはり規制緩和で、このDPFをつけない地区があるわけですよ、それが入ってくるわけですよ。それを罰則で、何か月に1回か取り締まりして罰則させると。それから、車の業者に点数をかせるとか、何らか方法はあるわけですよ。我々、規制緩和でやられている地区と、とんでもない地方の車も、垂れ流しの車が入ってくる事もあったわけですよ。それと、一番ひどいのは、東京都のバスです。東京で走れないからって地方へ持っていったというのはかなり問題がありましたからね、罰則があって罰則しないのでは意味ないわけだから、これは本当に何らかの方向で罰則をさせないといけないんじゃないかなと思うんですけれども。新宿駅へ降りてきたら、新宿はうるさいからって、そのぐらいの気も、住民の人たちもすると思いますよ。千代田区と同じように、ここは全国的に知られているわけですから。新宿も、注意はするけれども、罰則がないということだけれども、やはり意識的になんかあるということ、全面的にポスターでも何でもやらせるような形にして、新宿に降りたらたばこは吸えないんだぐらいの気持ちでやらせない、幾らPRしたってうまくいかないんじゃないかなと思いますけれども。

会長 今のいいですよ、先ほど部長、お答えになっているし、要望として記録にとどめて、また今後の参考にさせていただければと思います。

時間の関係もございますので、この件はこのぐらいにして、途中経過もずっとこの審議会では報告以前からありました。課長、ご存じないと思うけれども、ずっとあったの。それで、皆さんよく知っていますから。

その他

会長 では、その他ということでご説明お願いいたします。

環境保全課長 その他のところ、今回、京都議定書が発効されました。いろいろな地球温暖化に対する取り組みが、これから進んでいくわけですが、当面ということで、始めている家庭部門での取り組みの内容について、若干紹介させていただきたいと思います。

お手元の、「環境家計簿をつけて「我が家の環境大臣」になろう！」という資料です。これはあなたの家ではどれくらいエネルギーを使っているか、我が家の環境大臣になって、楽しく暮らしをチェックしてみようということで、これは環境省が進めている事業に対して、新宿区では環境学習情報センターで、1つの団体をつくりまして、区民の皆さんに呼びかけて、一緒になって取り組んでもらうという事業でございます。この資料はそのPR用紙でございます。

内容は、その1からその5にあるように、家族の中の人々が「我が家の環境大臣」になります。我が家の環境大臣は、環境家計簿をつけて楽しく暮らしをチェックします。それから、ホームページなどで新宿のみんなのエコアイデアや取り組みを紹介します。省エネやエコライフのイベントや講座があります。交流会や発表会もあるということで、家族ぐるみでみんなで環境に対して関心を持ってもらい、多くの方が環境家計簿をつけて、楽しみながらエコライフを実践します。これを「我が家の環境大臣事業」に団体の取り組みとして登録し、全国に発信していくということでございまして、現時点で区内で40名の方がこれに手を挙げていただきましてやっております。これは随時募集ということでございますので、ご興味のある方はこれにさらに参加していただきたいと思いますといったところでの取り組みでございます。

京都議定書の地球温暖化については、これから新宿区で省エネルギーについてのビジョンをまた検討しまして、今年度後半から出していきたいと思っております。今のところその辺については具体的な内容がまだ固まっておきませんので、当面、始めている事業として、こういった事業がありますといったことです。

以上です。

会長 ありがとうございます。

何かございますか。

中野委員 このことは、新宿区として、ISO14000の認定を受けられて、区役所の中の活

動として、非常に重点的に推進されている、これよく見えております。今、こういうのが出てくるとすると、その区役所という、この中の活動を、この外へ出て、区民に対するISO14000側のアプローチをしているんだというふうにとれますが、それでよろしいんですね。

環境保全課長 はい。

村山委員 それと、ポスターをつくっているとおっしゃっていたので、もし車に貼れるのでしたらご協力して、我々、業者にみんな貼らせて、一応協力させますので、もしなにかありましたら言ってください。

環境保全課長 ありがとうございます。

立花副会長 ぜひ予備校を回ってください。大体、大学に来てたばこを吸うのは予備校で覚えてきますので、そこが元凶です。非常にフラストレーション高くなっているし、たばこを始めて吸うわけですよ。あそこでやめてもらおうと、みんな吸わないですね。

それと、ポスターも、ちょっと気のきいたポスターがあるといいと思うんですけども、芸大のキャンパスの中では、ミケランジェロもダ・ヴィンチもたばこは吸わない、芸術にたばこは関係ありません、ちゃんと自分で考えましょうみたいなことが貼ってあるんだそうです。学内、全部禁煙だそうですが、うちもほとんど全部禁煙なんですけれども。学生の要求が出てきたときに、部屋の中がすごく汚くなって、サッシのところにはたばこ殻が置いてあったんですけども、そういう状況だったら夜遅くまで使うことはまかりならんという話で、翌日、行ってみたらきれいになっていて、植栽までちょっと置いてあるとか、そういうことがありましたのであれですね。ぜひ、予備校へ一言、多いですよ、新宿区ね。

環境保全課長 ゴミゼロデーなんかで呼びかけると、予備校でも参加されたりされていますので、ぜひ声かけをしていきたいと思います。

立花副会長 あそこでたばこを覚えなければ、大学の中は随分きれいになるだろうと思いますね。すみません。

会長 ありがとうございます。

大体よろしゅうございますか。

さっきの罰金の問題で、安田先生からも強力な話が出たんですけども、僕、思い出せば、市の専門の公園などでもごみ捨てたり、それから芝生、入ってはいけないのに入ったりとか、そんなのでウィーンなどは条例を持っているんですね、150年ぐらい前から。だけど、

やはり罰金を科すると。それで、どうなんですかって以前聞いたことがあるんだけど、一度もないというのね、実際お金を取ったことは。ドイツでは、このぐらいの普通の木なんですけれども、それ1本切れば、それこそ500万円ぐらいの罰金、科せられるんですよ。自分の家を建てる。ものすごい。やはりでもないですね。それ随分、意見を引っ張り出すのに苦労するぐらいに。やはりお金を取って、自分の国の国民を、なんかいろいろそういう国際的な社会からの評価というか。かなり難しい問題もあると思うんですね、深く考えていけば、取ることも大事な場合もあるかもわからないけれども、より国際社会というのを見た場合に、どういうふうに自分の国というものが見られるのであろうかということなども深く考えているようですね、いろいろな国の状況というのを読んでみますとね。

どうも今日、朝早くからご熱心にありがとうございました。

では、ほかに何かありましたら。

環境保全課長 次回の審議会の開催につきましては、文書で通知させていただきます。審議会の開催日につきましては、週の初めの月曜日、今日みたいな月曜日については外してほしいとの要望が出てきておりますので、できる限り要望に沿うような形で実施していきたいと思っております。

会長 では、どうもありがとうございました。今後ともよろしく願いいたします。

これをもちまして、閉会させていただきます。

午後0時0分閉会